

那覇西第 348 号
令和8年4月 20 日

保護者各位

県立那覇西高等学校
校長 島田 純
(公印省略)

令和7年度「県立学校家族休暇制度」保護者アンケート等の結果及び
令和8年度以降における同制度の実施について(お知らせ)

みだしのことについて、令和8年3月30日付け教県第 2375 号にて、県教育委員会教育長から依頼があります。

つきましては、下記のとおり家族休暇制度を実施いたします。本制度の趣旨をご理解いただき、利用をご希望の場合は届け出ていただくようお願いします。

記

- 1 保護者アンケート等の結果及び令和8年度以降の実施について（沖縄県教育委員会 HP）

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1035521.html>

- 2 制度開始日 : 令和8年4月1日

- 3 取得できる日数 : 年間3日まで(1日単位での分散取得可)

- 4 取得日の取扱 : 出席停止・忌引等(欠席にはなりません)

- 5 休暇を取得できない日

学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

(1)儀式的行事の日 : 始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式

(2)学校行事のある日 : 野外活動、西リンピック、学園祭、球技大会 等

その他、普通科、国際人文科、体育科における科ごとの行事等も対象となります。

(3)各種テスト実施日 : 中間考査、期末考査、学年末考査、単元テスト

(4)その他学校が定める日: 創立記念式典 等

- 6 添付資料

(1) (写) 依頼文

(2)保護者向け説明資料

(3)家族休暇届(合わせて、Classi での欠席連絡も必要となります。)

注 1)この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度です。子どもたちだけで活動することを目的に休暇を取得することはできません。

注 2)家族休暇を取得した場合、学校の管理外となります。取得に際しては、保護者の皆様でお子様の安全を十分確保していただくようお願いします

注 3)本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、休暇を取得することができません。

詳しくは説明資料に記載されているQ&Aをお読みください。

【担当】
教頭 石嶺
TEL:098-858-8274